

千葉県営水道事業中期経営計画評価会議の 公開に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、千葉県営水道事業中期経営計画評価会議（以下「会議」という。）の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 会議の公開については、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号）第27条の3の規定によるものとする。

(公開の方法)

第3条 会議の公開は、会場の大きさによりあらかじめ傍聴定員を定め、会場に一定の傍聴席を設けることにより行う。

2 傍聴者には、会議資料を提供するよう努めるものとする。

3 会議を公正・円滑に運営するため、傍聴者には別紙「傍聴要領」を交付し、会場の秩序維持に努めるものとする。

(会議開催の周知)

第4条 会議を開催するに当たって、当該会議が開催される日の1か月前までに（緊急に会議が開催される場合にあっては、当該会議の開催が決定された後速やかに）、開催日時、議題、開催場所、傍聴の定員及び手続、問い合わせ先等を県ホームページ等に掲載することにより、県民等に周知するものとする。

(会議結果の公表)

第5条 会議の結果は、原則公表とし、当該会議の終了後、県ホームページに、その概要を掲載するものとする。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。